

リスク管理規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、当法人におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図る。

第2条（適用範囲）

本規程は当法人の役員及び職員に適用する。

第3条（定義）

「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる可能性をいう。

第4条（基本的責務）

役職員は、法令、定款、規程等を遵守し、リスク管理を意識して業務を遂行する。

第5条（回避等措置）

役職員は具体的リスクを予見し、回避・軽減・移転等の措置を事前に講ずる。

第6条（具体的リスク発生時の対応）

役職員は初期対応を行い、職員は速やかに上位者へ報告する。

内部通報制度による認識の場合は、内部通報規程に基づく対応を優先する。

第7条（処理後の報告）

処理完了後、経過及び結果の記録を作成し理事長に報告する。

第8条（緊急事態への対応）

緊急事態（自然災害、重大事故、感染症、犯罪、情報漏えい等）が発生した場合、理事長を統括責任者として必要な体制をとる。

必要に応じ緊急事態対策チームを設置する。

第9条（報道対応）

取材対応は理事長が指名する広報担当者が行い、最終責任は理事長が負う。

第 10 条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。